

全議 K 第 3 号
令和 2 年 6 月 3 0 日

各市議会議長 様



全国市議会議長会

会長 野尻 哲雄

(大分市議会議長)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について (お願い)

平素、本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想されます。地域の实情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。

つきましては、各市区議会におかれては、この趣旨をご理解いただき、9月定例会において、地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議決のうえ国会・関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的なご対応をお願いいたします。

なお、別添の意見書(案)は、あくまでも参考としてお送りするものであり、具体的な文言等については、各議会において適宜工夫いただければと存じます。

連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤
TEL 03-3262-5235

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

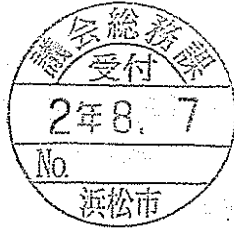
- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇
〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿
参議院議長 〇〇 〇〇 殿
内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿
内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿
総務大臣 〇〇 〇〇 殿
財務大臣 〇〇 〇〇 殿
経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿
経済再生担当大臣 〇〇 〇〇 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 〇〇 〇〇 殿



全議 K 第 5 号
令和 2 年 8 月 6 日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会
事務総長 滝本純生

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について (お願い)

平素、本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般 6 月 30 日に開催された本会理事会においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、各市議会が地方税財源の確保を求める意見書を採択、国会・政府に提出いただくことについて、ご了承を得たところであります。

その後も、感染症の世界的な蔓延は続き、国内でも「緊急事態宣言」解除後、再び感染者数が急増する傾向にあるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。

社会経済活動は段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅な GDP の落込みが確実視されるなどわが国経済への影響は甚大であります。

これに伴い、すでに説明しているとおり、本年度及び来年度の地方財政も地方税・地方交付税の減収などにより巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい事態に陥ることが予想されます。

そのような中、今後、中小企業対策として、固定資産税の政策減税の対象に、「家屋」「償却資産」に加えて「土地」を追加することや、人口 30 万人以上の都市等に認められている事業所税まで軽減対象とする議論が生じることが想定され、大変懸念するところであります。

本来、中小企業対策は、まずは国の責任において、歳出予算や国税でもって対応すべき性格の課題であります。

特に、固定資産税は、市町村税の極めて重要な基幹税であります。中小企業対策として広く「土地」を対象にする政策減税はこれまで例がなく、地方税収の大幅な減収が予想される中、制度の根幹に影響する見直しは到底容認することはできません。

各市議会におかれましては、6 月 30 日付け全議 K 第 3 号による野尻会長からのお願いに基づき、意見書の採択等に向けて諸準備を進めていただいているものと存じますが、上記のような情勢に鑑みまして、9 月議会において確実に意見書を採択していただきますよう、重ねてお願い申し上げますとともに、時間が許す場合には、意見書の採択・提出にあたり、すでにご提示している別添意見書ひな型案の修正部分(赤字)を反映いただけないか、格別のご配慮を賜ることができれば幸甚でございます。

なお、意見書を採択・提出していただきました議会におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、本会ホームページ「全国市議会議長会メンバーのページ（議会事務局の方）」→「オンライン調査・回答システム」→「意見書・決議ボックス」に入力していただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤

TEL 03-3262-5235

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがすに影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を含め問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿
参議院議長 〇〇 〇〇 殿
内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿
内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿
総務大臣 〇〇 〇〇 殿
財務大臣 〇〇 〇〇 殿
経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿
経済再生担当大臣 〇〇 〇〇 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 〇〇 〇〇 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

防災・減災、国土強靱化の充実・強化を求める意見書（案）

我が国は、近年、気候変動の影響により数十年に一度と言われていた局地的な豪雨や強大な台風が頻繁に発生しており、自然災害の激甚化・頻発化にさらされている。こうした自然災害に備えるため、国民の生命・財産を守る「防災・減災、国土強靱化」は、一層重要性が増しており、その推進は喫緊の課題となっている。

本市では、7月3日からの連続する大雨により、43か所の土砂災害等が発生し、一時的な孤立集落の発生や主要な幹線道路が長期間の通行止めを余儀なくされるなど、市民生活に多大な影響を及ぼしている。

これまでも、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算を最大限に活用し、緊急性の高いものから防災・減災対策を集中的に取り組んでいるところであるが、1558平方キロメートルという全国第2位の市域を有し、国道道を含む延べ8482キロメートルの道路を管理する本市においては、「浜松市国土強靱化地域計画」に基づく対策事業のうち、現時点の進捗が全体の約2割にとどまり、3か年で全てを対応することは困難な状況にある。

激甚化・頻発化する水災害に加え、切迫化する南海トラフ巨大地震への備えとして、道路のり面対策、橋梁耐震化、緊急輸送路整備、河川改修などによる国土強靱化を実現していくためには、国土強靱化地域計画に基づき、今後も引き続き重点的、計画的に投資していく必要がある。

よって、国においては、令和2年度までとされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続と併せて、対象事業の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の目途が立たず、開発が急がれる特効薬やワクチンについても、ウイルスの変異により効果が限定的と予測されるなど、影響の長期化や社会活動の変容は不可避と言える。

こうした中、国民の生命・健康を守るために、この感染症の拡大を収束させ、安全を担保する政策の実施や新たな生活様式の徹底は、国の最優先課題と言える。

同時に、国民経済に及ぼす影響を最小限に食い止めなければならないことは言うまでもない。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な社会経済活動の制約によって実体経済は大きな打撃を受けており、4月～6月期実質GDPの速報値は前期比年率27.8%減と、リーマンショックを上回る戦後最大のマイナス幅となり、企業活動や国民の生活に甚大な影響を与えている。

企業活動の停止や倒産、廃業を回避し、長引くデフレ不況に追い打ちをかける未曾有の実体経済の停滞から景気を回復させるためには、従来の発想にとらわれずに、大胆な緊急経済対策を迅速に行うことが必要である。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越え国民の暮らしを守るため、さらには国内経済を回復し、国際競争力の高い成長路線に戻すため、下記の事項を実施することを強く要望する。

記

- 1 大幅な減少が予測される地方自治体の収入に対し、これまでの2次補正予算では賅い切れない事業費については、地方債や臨時財政対策債ではなく、国債発行を追加し、真水の交付金として措置すること。
- 2 防災及び交通のインフラ整備による国土強靱化、教育・科学技術への未来投資、サプライチェーンの再構築、ニューノーマルにおけるインバウンド観光戦略やサービス産業の高付加価値化など、内需主導型の経済成長を促す政策を切れ目なく実施すること。
- 3 さらなる景気後退を防ぐため、消費税については期間を定めた減税措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

サポカー（安全運転サポート車）の普及を求める意見書（案）

高齢運転者の交通事故対策は、団塊世代が全て75歳以上となる2025年に向けて喫緊の課題であり、対策の強化が求められる。このような中、国は交通事故防止策の一つとして、65歳以上を対象とするサポカー補助金を創設し、2020年までにサポカー補助金の対象となる衝突被害軽減ブレーキの新車乗用車搭載率の目標を9割以上と定め、2021年11月から新車においては衝突被害軽減ブレーキ搭載義務化の方針を示すなど対策を進めている。また、国は2022年にサポカーなどの運転支援機能がついた自動車に限定した運転免許の創設を目指し、公共交通機関が整っていない地域に配慮している。そのような中、さらなるサポカーの普及を促進し、交通事故の削減と移動の自由が保証されるシステムの構築を急ぐ必要がある。

一方で、2020年度におけるサポカー補助金の総予算額は約1127億円だが、申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集を終了するとしており、想定では2021年2月頃とされていることから、予算の追加が必要と考える。

また、サポカーの普及による交通事故削減効果は、当然高齢者以外の全ての運転者にも有効であり、現在65歳以上となっている対象要件を拡大し、より多くの方がサポカーに乗ることで大きな成果を生むと考える。本市は11年連続で人口10万人当たりの交通人身事故件数が政令市中ワーストワンという不名誉な記録が続いているが、全体の約7割を追突と出合い頭の事故が占めている。同一車種におけるサポカー機能の搭載、非搭載の比較において、搭載車の事故発生件数は61%減少し、特に追突事故は84%も減少しているというデータもあることから、本市の交通事故はサポカー普及により大幅に削減できるものと考えられる。技術革新により自動車の安全機能は日進月歩で進んでいるが、社会に普及しなければ効果は十分に表れない。さらに、サポカーの先にある自動運転車の普及も考慮した、減税の仕組みも必要と考える。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 サポカー補助金の予算を十分に確保すること。
- 2 サポカー補助金の対象を運転免許の取得可能な全年齢に拡大すること。
- 3 (仮称) サポカー減税を創設すること。また、創設の際は、地方税収へ影響を与えない仕組みとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

児童・生徒の健全育成に向けた養護教諭の複数配置拡充を求める意見書（案）

時代の移り変わりとともに家庭環境が大きく変化する中で、様々な悩みを抱える子供や特別な支援を要する子供が全国的に増加している。

浜松市では、不登校の児童・生徒の割合が全国平均に比べて高く、そうした児童・生徒を増やさないため、子供たちの心に寄り添う適応指導教室の展開など様々な対応を行っているが、学校内において初期段階の心のケアを担う養護教諭の果たす役割は年々増大している状況にある。

養護教諭は、心の健康に問題を有する児童・生徒のカウンセリング、不登校児童・生徒への生活習慣等のアドバイスだけを業務としているわけではなく、けがの応急処置や体調不良の児童・生徒への対応、歯科検診などの検診や身体測定計画立案・準備、保健室経営に加え、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症への対応など多岐にわたる保健業務を担っているため、保健室を空けることも多い。そのため、養護教諭の配置が1人の学校では、心のケアを要する児童・生徒に迅速に対応できないケースが数多く発生している。

現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条第2項の規定では、小学校では851人以上の児童数、中学校では801人以上の生徒数の場合に複数配置となるため、多くの学校では、養護教諭が1人しか配置されていない。

養護教諭を複数配置することで「いつでも開かれている保健室」を全ての学校に実現し、全ての児童・生徒が安心して通い続けることができる環境の整備が早急に必要と考える。

よって、国においては、定数算定基準の引き下げ等を行い、養護教諭の複数配置拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

現在、世界では異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、高潮、暴風、波浪、豪雪、地震など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去最大の豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながるよう防災・減災、国土強靱化の推進のため、より一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国においては、下記の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 令和3年3月末期限の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロで現場に急行し、機内で患者を治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9000件を超えた。7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、空飛ぶ治療室としての役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結することから、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当しているが、追いついていない状況にある。

よって、国においては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態や地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた、適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。
- 3 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などのスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリの機体の突発的な不具合発生時における代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担を強いている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

緊急に、消費税率を5%に引き下げをを求める意見書（案）

先般、内閣府が発表した2020年4月～6月期の国内総生産（GDP、季節調整済み）速報値によれば、物価変動の影響を除いた実質で前期比7.8%減であり、またこの成長が1年続いた場合の年率換算で27.8%減となっている。

こうした新型コロナウイルス感染拡大の直撃によるマイナス成長は、3四半期連続であり、リーマン・ショック後の2009年1月～3月期（年率17.8%減）を超える戦後最悪の下落となっている。

とりわけ、内需の柱となる個人消費は3期連続で落ち込み、日本経済が頼みの綱としてきた輸出も、新型コロナウイルスの世界的感染拡大によって壊滅的状态に陥っている。

これは、安倍政権が昨年10月に強行した消費税率10%への増税により、弱体化していた日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけた結果となっており、コロナ禍で打撃を受けた中小企業の雇用や営業への支援を強化するとともに、消費税減税を含めた抜本的な対策を実施することが求められている。

世界では新型コロナウイルス感染症の蔓延で経済的被害が広がる中、7月22日現在、イギリスやドイツ、中国、韓国など19か国がコロナ禍経済対策として消費税（付加価値税）の減税を実施している。

消費税は所得の少ない人ほど重くのしかかる逆進性のある税金であり、国民の暮らしと中小企業の営業に悪影響を及ぼしている。

コロナ禍と経済危機が進行する中、消費税率5%への減税は、国民や中小企業の負担を軽減させ、消費の喚起や需要の拡大による経済の活性化など根本的な経済対策となる。

よって、国においては、緊急に消費税率を5%に引き下げよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書（案）

コロナ禍で、年度をまたいだ学校の長期休業が実施され、その一方で夏休みは超短期となり、子供たちに新たなストレスをもたらし、成長をゆがめ、学力格差をさらに広げる事態となることが指摘されている。

子供たちをゆったり受け止めながら、学びとともに、人間関係の形成や、遊び、休息をバランスよく保障する、柔軟な教育が必要である。

また、子供が集う学校で万全の感染症対策を行い、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）を学校における新しい生活様式にすることが重要である。

しかし、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で定められた上限40人の学級では、身体的距離を2メートル空けることはおろか、1メートル空けることも不可能である。この現実は、「身体的距離の確保」と大きく矛盾している。

子供への手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員数を思い切って増やし、20人程度の少人数学級ができるようにすべきである。

よって、国においては、責任を持って以下の条件整備を緊急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 小・中学校の教職員を10万人増員し、学習指導員と合わせて、早急に30人学級、その後速やかに20人程度の少人数学級を実現すること。
- 2 継続的雇用など教職員の処遇を手厚くするとともに、多くの教職経験者から教員免許を奪っている教員免許更新制を凍結すること。
- 3 少人数学級を進めるに当たり、教室の確保のため、プレハブ校舎の建設や公共施設を利用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。